

参考資料3 水道事業者の悪質商法等に関する広報事例

参考資料3-1

小樽市水道局

ニセ水道局職員や 悪質な訪問販売にご注意！

点検し、「危険!」と不安をあおって、契約を急がせる

最近、水道局職員になりすましたり、あたかも水道局が勧めているかのように言葉巧みな手口で、突然家庭を訪問し、浄水器を売りつけたり、水道管や排水設備の点検・清掃を勧誘し、法外な請求を行う悪質な訪問販売が多発しています。2つの主な手口を紹介します。

その1

浄水器の訪問販売



▲ポイント1

水道局では皆さんから依頼のない水質検査や浄水器のあっせんなどは行っていません。

▼ポイント2

試薬で水道水を黄色や桃色に変色させ、あたかも汚れているかのように不安をあおっていますが、変色するのは消毒用の残留塩素と反応したもので、汚れとは関係ありません。



その2

排水設備の点検・清掃



▼ポイント1

「汚水ます」は、汚れているからといって、すぐに清掃が必要とは限りません。必要のないときは、はっきりと断りましょう。

▼ポイント2

水道局では排水設備の点検・清掃を業者に委託していません。

¥500,000!?



水道局職員が訪問する場合には、「小樽市水道局」と書いた「水色の腕章」と、左の胸に必ず「身分証明書」をつけています。

●お問い合わせ先

- 浄水器や水道管および排水設備の点検・清掃について
：サービス課給排水担当／TEL 22-8114
- 水道水の水質について：水質管理課／TEL 51-2562
- 訪問販売などの契約後不審に思われたとき
：小樽市消費者センター／TEL 23-7851

あなたも狙われている！

～水道局を装った悪質な業者にご注意を～



水道局では次のようなことは行っていません。

- お客さまからのご依頼のない水質検査
- 蛇口などの器具類、浄水器の交換・販売・あっせん
- 水道メータ交換代金や水質検査・漏水調査代金の請求
- お客さま宅を訪問しての水道料金の集金
(引っ越し時の清算などを除きます)
- 給水管・排水管・宅地内のます・下水溝等の洗浄



不審に思われたら身分証明書の提示を求め、
お近くの水道局までお問い合わせください。

R100

本誌掲載のR100は再生紙を使用しています。
石油系塗料を含まないインクを使用しています。



東京都水道局

参考資料 3-3

東京都水道局

こんな手口による被害が多発しています。 ご注意ください!

給水管・排水管の洗浄 水道器具などの販売

水道局や下水道局から委託されたという業者が訪問し、給水管や排水管を洗浄したり、蛇口につける器具などを販売して、高額な代金を請求した。

注 水道局や下水道局では、給水管や排水管の洗浄、浄水器などの器具販売は一切行っておりません。契約する際は、必ず事前に金額や内容を十分に確認してください。

「検針票」を使った詐欺

「水道局から来ました。今回の料金は〇〇〇円になりますのでお支払いください。」と言って、あらかじめお客さまの郵便受けから抜き取った「検針票」で料金をだまし取った。

注 水道料金は、引越しの清算などを除き、お客さまから直接現金をいただくことはありません。

メータ調査を装った窃盗

青い作業着を着た2人組が「水道局の方からメータの調査に来ました」と訪問。1人がお客さまと一緒に2階の水回りの点検をしている間に、もう1人が1階を物色し、現金を窃盗した。

注 当局の職員は、お客さまからの依頼がない限り、お客さま宅へ立ち入り、調査を行うことはありません。

契約をして お困りのときは…



訪問販売等で浄水器などの購入契約、給水管（排水管）の清掃契約をしてお困りのときは、

● 東京都消費生活総合センター

〔☎ 03-3235-1155〕

または、最寄りの消費生活センターにご相談ください。クーリング・オフ制度等により、契約を解除できる場合があります。

※クーリング・オフ制度とは

訪問販売等で消費者が業者と締結した契約を一方的に解除できる制度。訪問販売で契約をした場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、書面（簡易書留や配達記録）で通知することによって、無条件で申込みの撤回や契約の解除が出来ます。

◇強要されたり、身の危険を感じたときは、最寄りの警察署へ◇

—— ホームページでも紹介しています。 ——



東京都水道局ホームページ

アドレス <http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/>

東京都下水道局ホームページ

アドレス <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

東京都消費生活総合センターホームページ「東京の消費生活」

アドレス <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

発行：東京都水道局サービス推進部管理課（☎03-5320-6422）

参考資料 3 - 4

堺市上下水道局

よく確かめて！ その訪問

悪質な訪問販売にご注意を！

まるで市からの依頼で来たような口調で突然訪問して、水質検査、水道管（下水道管）の洗浄、水道器具の販売をする悪質な訪問販売の情報をいただいております。特に、高齢者の方をねらった悪質な事例が増えていますのでご注意ください。



お客さまからいただいた情報

● 水道局から水道の点検を依頼されたと言って訪問し、勝手に家に入ろうとしてきた

水道局からの依頼がありましたので水道の点検をします



● 水道水に薬品を入れて変色しているのを見せ浄水器の購入をすすめられた

こんな水を飲んでいるですよ



※消毒のために水道水に入っている塩素に反応して変色したものと思われず、汚れているわけではありませんので安心してお飲みください。

● 水道管の洗浄をするようにすすめられた

水道管のさび取りをします
ご近所もみんなされていますよ
初回は無料です



※このあとに高額な商品を売りつけられたという事例がたくさんあります。

他にも様々な手口で訪問するケースがあります…

■ おかしいと思ったら…
職員証や市が発行した証明書の提示を求めるか、下記までお問い合わせください。

■ 高額な商品を買ってしまった…などの場合は
契約に関するトラブルが起こったら、消費生活センター TEL221-7146 FAX221-2796 へご相談ください。契約後8日以内ならクーリングオフ

※悪質な訪問、疑わしい訪問の情報は、堺市上下水道局ホームページでもご覧いただけます。
(無条件解約)ができます。
断っているのに強引な場合や家に入り込もうとする場合は警察へ通報してください。

■ 一呼吸おいて よく確かめて
安易な承諾や、あいまいな返事はトラブルのもとです。必要が無いと思われましたら、きっぱりと断ってください。

お問い合わせ先 総務課 TEL250-9208 FAX250-6600